

○ふじみ野市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱

平成18年10月1日

告示第232号

改正 平成19年5月24日告示第135号

平成19年10月10日告示第217号

平成20年10月30日告示第224号

平成21年3月31日告示第82号

平成22年5月17日告示第131号

平成25年4月1日告示第90号

平成26年9月22日告示第239号

平成28年12月28日告示第323号

(目的)

第1条 ふじみ野市地域活動支援センター機能強化事業（以下「事業」という。）は、障害者等の地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 この事業の内容は、日中において障害者等に対し、機能訓練、社会に適応するための日常的な訓練、入浴等のサービス等を行うものとする。

(事業主体)

第3条 この事業の実施主体は、ふじみ野市とし、市は、事業を外部事業者に委託することができるものとする。

(平20告示224・一部改正)

(事業受託団体等)

第4条 この事業を受託する団体（次条において「団体」という。）は、指定障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び障害者の福祉に関し良好な実績のある法人格を有する者でなければならない。

(団体登録)

第5条 団体は、事前に市長の登録を受けなければならない。

2 団体の登録を受けようとする者は、地域活動支援センター機能強化事業団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登録の適否を決定し、地域活動支援センター機能強化事業団体登録決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(職員配置)

第6条 前条第1項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、事前に利用定員を定めなければならない。

2 職員の配置については、事業を行う時間帯を通じて専ら事業に従事する職員

の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

(1) 障害者の数が15人までは、2以上

(2) 障害者の数が15人を超えるときは、2に、障害者の数が15を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前項に規定する職員は、利用者に対し適切な支援を行う能力を有する者でなければならない。

(施設基準)

第7条 登録団体は、次に掲げる施設のほか、必要な設備及び備品を備えなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、他の事業の施設を兼ねることができる。

(1) 相談室

(2) 日常生活訓練室

(3) 社会適応訓練室

(4) 作業室

(5) 食堂

(6) 浴室

2 前項に規定する施設は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けなければならない。

(対象者)

第8条 この事業の対象者は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとして市長が利用を適当と認めたものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けている者

(3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定された者

(4) 医師により発達に障害があると診断された者

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(利用手続)

第9条 事業を利用しようとする者は、地域活動支援センター機能強化事業利用登録申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、地域活動支援センター機能強化事業利用登録決定・却下通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による利用登録の決定の有効期限は、登録を受けた日の属する年度の3月31日とする。

4 利用登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）がこの事業を利用しようとするときは、決定通知書を登録団体に提示し、登録団体に直接申し込むものとする。

（利用登録の取消し）

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による利用登録の決定を取り消すことができる。

(1) この事業の対象者でなくなった場合

(2) 不正又は虚偽の申請により利用登録の決定を受けた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、地域活動支援センター機能強化事業利用登録決定取消通知書（様式第5号）により当該登録者に通知するものとする。

（他の制度との調整）

第11条 ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービスを利用しているときは、この事業を利用できないものとする。

（登録団体の届出義務）

第12条 登録団体は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたとき、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに地域活動支援センター機能強化事業団体登録変更・中止・廃止届（様式第6号）を市長に届け出なければならない。

（登録者の届出義務）

第13条 登録者又はその保護者は、次に掲げる事項に該当するときは、地域活動支援センター機能強化事業利用登録変更・中止届（様式第7号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 登録者の住所等を変更した場合

(2) 登録者の心身状況に大きな変化があった場合

(3) 利用登録の中止をしようとする場合

2 登録者又はその保護者は、決定通知書をき損し、又は紛失したときは、直ちに地域活動支援センター機能強化事業利用登録決定通知再交付申請書（様式第8号）を市長に提出し、決定通知書の再交付を受けなければならない。

（利用者負担額）

第14条 登録者又はその保護者は、事業を利用したときは、利用者負担額として別表第1に掲げる額を登録団体に支払わなければならない。ただし、同一の月に支払う利用者負担額の合計額（5の項を除く。）は、別表第2に掲げる額を上限とする。

（平21告示82・一部改正）

(事業に対する補助)

第15条 市長は、登録団体に対し、別に定めるところにより事業のサービス提供に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。

(登録団体の遵守事項)

第16条 登録団体は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 登録団体は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 登録団体は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 登録団体は、その負担において、利用者に係る傷害保険に加入しなければならない。

5 登録団体は、利用者に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービスの提供に従事する職員の有する資格等及び経理状況を明示しなければならない。

6 登録団体及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

7 登録団体及び従業者は、利用者等への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。

8 登録団体は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿及び証拠書類並びに利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を備え、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第17条 登録者は、決定通知書を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用してはならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年告示第135号)

改正 平成20年10月30日告示第224号

この告示は公布の日から施行し、改正後のふじみ野市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱の規定は平成19年4月1日から適用する。

(平20告示224・一部改正)

附 則 (平成19年告示第217号)

この告示は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後のふじみ野市障害者移動支援事業実施要綱の規定、第2条の規定による改正後のふじみ野市日中一時支援事業実施要綱の規定、第3条の規定による改正後のふじみ野市地域活動

支援センター機能強化事業実施要綱の規定及び第4条の規定による改正後のふじみ野市中心身障害者等日常生活用具給付等実施要綱の規定は、平成19年7月1日から適用する。

附 則（平成20年告示第224号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後のふじみ野市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

（利用者負担上限月額の特例措置）

- 2 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における利用者負担上限月額は、別表第2の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる者に該当する者は、同表の右欄に掲げる上限額の額をもって、利用者負担上限月額とする。

区分	対象利用者	上限額
1	施行令第17条第1項第1号の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当する者のうち、市町村民税の所得割の額が16万円未満であるもの	円 9,300
2	施行令第17条第1項第2号の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当する者のうち、施行令附則第11条第2項の規定に該当しないもの	12,300
3	施行令第17条第1項第3号の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当する者のうち、施行令附則第11条第2項の規定に該当しないもの	7,500

（利用者負担上限月額の算定に係る特例措置）

- 3 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における利用者負担上限月額の算定に当たっては、障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第212号）第1条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（ふじみ野市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱の一部を改正する告示の一部を改正する告示）

- 4 ふじみ野市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱の一部を改正する告示（平成19年ふじみ野市告示第135号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成21年告示第82号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第131号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後のふじみ野市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成25年告示第90号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年告示第 239 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の様式に基づいてなされている
手続その他の行為は、改正後の相当規定に基づいてなされている手続その他
の行為とみなす。

附 則（平成 28 年告示第 323 号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の様式に基づいてなされてい
る手続その他の行為は、改正後の相当規定に基づいてなされている手続その他
の行為とみなす。

3 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙につい
ては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第 1（第 14 条関係）

（平 20 告示 224・全改、平 21 告示 82・平 22 告示 131・一部
改正）

地域活動支援センター機能強化事業に要する利用者負担額

区分	対象利用者	単位	利用者負担額
1	障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 18 年厚生労働省令第 40 号。以下「障害程度区分」という。）第 2 条第 5 号若しくは第 6 号に該当する者又はこれに準ずる状態にあると市長が認める者で別表第 2 の 1 の項及び 2 の項に掲げるもの	4 時間未満	円 750
		4 時間以上	1,250
2	障害程度区分第 2 条第 3 号若しくは第 4 号に該当する者又はこれに準ずる状態にあると市長が認める者で別表第 2 の 1 の項及び 2 の項に掲げるもの	4 時間未満	700
		4 時間以上	1,200
3	障害程度区分第 2 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する者又はこれに準ずる状態にあると市長が認める者で別表第 2 の 1 の項及び 2 の項に掲げるもの	4 時間未満	650
		4 時間以上	1,100

4	医師その他の医療関係者による医療行為を常時必要とする者で別表第2の1の項及び2の項に掲げるもの	1回につき	2,570
5	入浴サービスの提供を受ける者	1回につき	50
6	送迎サービスの提供を受ける者	片道1回につき	100
7	食事サービスの提供を受ける者	1食につき	42

別表第2（第14条関係）

（平20告示224・全改、平21告示82・平22告示131・平25告示90・平26告示239・一部改正）

地域活動支援センター機能強化事業に要する利用者負担上限月額

区分	対象利用者	上限額
1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）第17条第1項第1号の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当するもの	円 18,600
2	施行令第17条第1項第2号及び第3号の規定を準用した場合におけるこれらの規定に掲げる者に該当するもの	9,300
3	施行令第17条第1項第4号の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当するもの（4の項及び5の項に掲げる者を除く。）	6,150
4	施行令第17条第1項第4号の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当するもののうち、施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第106号）による改正前の施行令第17条第1項第3号に掲げる者に該当するもの	3,750
5	施行令第17条第1項第4号の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当するもののうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者	0

様式第1号(第5条関係)

地域活動支援センター機能強化事業団体登録申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

所在地
申請者 団体名
代表者氏名



次のとおり地域活動支援センター機能強化事業の団体登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 申請者氏名			
	フリガナ 申請者住所	(〒 —)		
	連絡先	電話番号		FAX番号
	フリガナ 代表者氏名			
	代表者住所	(〒 —)		
事業所	フリガナ 事業所名			
	フリガナ 事業所所在地	(〒 —)		
	連絡先	電話番号		FAX番号
	従業者の配置状況	フリガナ 事業所責任者氏名		
		従業者数	人(常勤	人・非常勤
	同一事業所で実施している他の事業等			
	事業提供可能日・時間帯	曜日 日・月・火・水・木・金・土・祝日 時間帯 : ~ :		
	利用定員	人		
主たる対象者	制限なし・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者			

(添付書類)

- 1 従業者名簿
- 2 事業所平面図

様式第2号(第5条関係)

地域活動支援センター機能強化事業団体登録決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長



年 月 日付けで申請のあった地域活動支援センター機能強化事業の団体登録について、次のとおり決定・却下したので通知します。

登録番号	第 号	
申請者	名称	
	住所	
	代表者氏名	
登録決定年月日	年 月 日	
事業所	名称	
	所在地	
却下の理由		
備考		

様式第3号(第9条関係)

地域活動支援センター機能強化事業利用登録申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

申請者 住所
氏 名



次のとおり地域活動支援センター機能強化事業の利用登録を受けたいので申請します。

対象者	フリガナ	生 年 月 日	年 月 日
	氏 名	申請者との続柄	
	住 所	ふじみ野市 電話番号 ()	

身体障害者 手帳番号	療育手帳 番 号	精神保健福 祉手帳番号
更生相談所、児童相談所等の 判定・診断の有無		有 ・ 無 (判定機関名) (判定年月日 年 月 日)

他 の サー ビス 利 用 の 状 況	障害福祉 サービス	障害程度 区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期間	年 月 日
	利用中のサービスの種類と内容等					
申 請 す る 支 援 の 内 容	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援()・ 要介護1 2 3 4 5	
	利用中のサービスの種類と内容等					
同 意 欄	地域活動支援センター機能強化事業利用登録に当たり、私及びその属する世帯の課税情報及び住民記録情報の調査、照会又は閲覧をすることに同意します。 申請者 世帯員					

様式第4号(第9条関係)

地域活動支援センター機能強化事業利用登録決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長



年 月 日付で申請のあった地域活動支援センター機能強化事業の利用登録について、次のとおり決定・却下したので通知します。

1 決定

決定番号	第 号	有効期間	年 月 日まで
対象者	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏名		
	住所	ふじみ野市	電話番号 ()

決定内容	費用負担	
	支援内容	

注意事項	1 地域活動支援センター機能強化事業を利用する際は、この通知書を登録団体に提示してください。 2 記載事項等に変更があったときには、ふじみ野市長にその旨を届け出てください。
------	---

2 却下

却下理由	
------	--

様式第5号(第10条関係)

地域活動支援センター機能強化事業利用登録決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長



年 月 日付け 第 号で決定した地域活動支援センター機能強化事業の利用登録について、次のとおり取り消したので通知します。

決定番号	第 号	有効期間	年 月 日まで
対象者	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏名		
	住所	ふじみ野市	
		電話番号	()

取消年月日	年 月 日
取消理由	

様式第6号(第12条関係)

地域活動支援センター機能強化事業団体登録変更・中止・廃止届

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

届出者 所在地
団体名
代表者名



地域活動支援センター機能強化事業の団体登録に係る変更・中止・廃止を次のとおり届け出ます。

変更・中止・廃止年月日		年 月 日	
変更・中止・廃止の理由			
	変 更 前	変 更 後	
変 更 の 内 容			
備 考			

(添付書類)

- 1 従業者が新たに追加となった場合は、従業者名簿を添付してください。
- 2 事業所が移転した場合は、移転先の事業所の平面図を添付してください。

様式第7号(第13条関係)

地域活動支援センター機能強化事業利用登録変更・中止届

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

届出者 住所
氏名 ⑩
※自署の場合は、押印不要です。

次の者の地域活動支援センター機能強化事業の利用登録に係る変更・中止を次のとおり届け出ます。

対象者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		届出者との続柄	
	住所	ふじみ野市	電話番号 ()	

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神保健福 祉手帳番号	
更生相談所、児童相談所等の 判定・診断の有無		有 ・ 無 (判定機関名) (判定年月日 年 月 日)			

変更・中止年月日	年 月 日
----------	-------

変更事項	変 更 前	変 更 後
氏名		
住所		
その他		
備考		

様式第8号(第13条関係)

地域活動支援センター機能強化事業利用登録決定通知再交付申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

申請者 住 所
氏 名 ⑩
※自署の場合は、押印不要です。

地域活動支援センター機能強化事業利用登録決定通知書の再交付を受けたいので次のとおり申請します。

決 定 番 号	第	号		
対 象 者	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
	氏 名		申請者との続柄	
	住 所	ふじみ野市	電話番号	()

再 交 付 の 理 由	
-------------	--

様式第1号（第5条関係）

（平26告示239・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第9条関係）

（平26告示239・一部改正）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第12条関係）

（平26告示239・一部改正）

様式第7号（第13条関係）

（平26告示239・平28告示323・一部改正）

様式第8号（第13条関係）

（平26告示239・平28告示323・一部改正）